

諏訪信用金庫ディスクロージャー



SUWA SHINKIN BANK REPORT 2021

資料編

CONTENTS

経済金融情勢と事業の方針	1	報酬体系について	14
直近2事業年度における財産の状況	2	■対象役員	■対象職員等
■貸借対照表	■財務諸表の正確性、内部監査の有効性の確認	金庫及びその子会社等の概況	14
■損益計算書	■貸借対照表の注記	■事業の内容	■子会社等の状況
■剰余金処分計算書	■損益計算書の注記	■組織の構成	■重要性の原則の適用について
■会計監査人による監査		自己資本の充実等に関する定性的な開示項目	15
直近5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	7	■1. 自己資本調達手段の概要	
■最近5年間の主要な経営指標の推移		■2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	
主要な業務の状況を示す指標	8	■3. 信用リスクに関する事項	
■業務粗利益	■利鞘	■4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
■業務純益	■総資産利益率	■5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
■資金運用収支の内訳	■受取利息及び支払利息の増減	■6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
預金に関する指標	9	■7. オペレーショナル・リスクに関する事項	
■預金積金及び譲渡性預金平均残高	■定期預金残高	■8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
貸出金等に関する指標	9	■9. 金利リスクに関する事項	
■貸出金平均残高	■貸出金業種別内訳	■10. 連結の範囲に関する事項	
■貸出金残高	■貸倒引当金内訳	自己資本の充実等に関する定量的な開示項目	17
■貸出金及び債務保証見返の担保別内訳	■預貸率	■1. 自己資本の構成に関する事項	
■貸出金使途別残高	■貸出金償却	■2. その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	
有価証券等に関する指標	11	■3. 自己資本の充実度に関する事項	
■商品有価証券の種類別平均残高	■その他有価証券	■4. 信用リスクに関する事項	
■有価証券の残存期間別残高	■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	■5. 信用リスク削減手法に関する事項	
■有価証券平均残高	■金銭の信託	■6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
■預証率	■第102条第1項第5号に掲げる取引	■7. 証券化エクスポージャーに関する事項	
■売買目的有価証券		■8. 出資等エクスポージャーに関する事項	
■満期保有目的の債券		■9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
不良債権の状況	13	■10. 金利リスクに関する事項	
1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況			
■リスク管理債権	■リスク管理債権の引当・保全状況		
2. 金融再生法に基づく資産査定状況			
■金融再生法開示債権	■金融再生法開示債権保全状況		

経済金融情勢と事業の方針

令和2年度の日本経済は、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けました。製造業は、世界的な需要の急減や部品の調達難などで、多くのメーカーが工場停止や生産調整を余儀なくされました。企業の経営環境悪化を反映して、設備投資も低迷しました。政府は年度当初から全国に緊急事態宣言を発し、国内の経済活動は外出自粛や店舗休業などで停滞し、特に外食や観光分野は大きく落ち込みました。多くの国で出入国制限が行われ、訪日外国人旅行者も急減しました。最も感染拡大の影響を受けた4～6月期の国内総生産（GDP）改定値は年率換算で前期比28.1%減となり、リーマン・ショック後の2009年1～3月期を超え、戦後最悪の下落を記録しました。その後、感染の波は4波に及び、感染者数が増減を繰り返す中で、製造業は海外需要の復調などで回復傾向に向かいましたが、非製造業は感染の波と景気喚起策がかみ合わず、一部巣ごもり需要はあったものの、総体的に停滞したまま推移しました。

諏訪地方の企業も同様な動きとなり、製造業は年度当初、大手企業の影響を受けて受注の中止や延期が相次ぎ、設備投資も低迷しました。しかし、中国や米国の需要が回復し、自動車関連や半導体関連が復調すると、少しずつ業況が回復傾向に向かいました。一方、諏訪地方の主力産業のひとつである観光業は、年度を通してコロナ禍を強く受け続けました。一時は政府の需要喚起策GoToトラベルで来訪者数が向上しましたが、すぐに非常事態宣言の発令で首都圏からの動きが止まり、宿泊施設は長期休業に追い込まれました。商業では、ウイルス感染予防対策需要や移動自粛による巣ごもり需要がありましたが、飲食店や商業施設などでは来店客数の減少が顕著でした。諏訪湖祭湖上花火大会や諏訪圏工業メッセ、諏訪湖マラソンなど諏訪地方を代表するイベントが次々と中止になり、大きな経済損失となりました。雇用環境は、新規求人数の減少傾向が続ぎ、諏訪地方の有効求人倍率は令和2年4月から12ヵ月連続で前年同月を下回りました。

金融機関を取り巻く状況は、人口減少・少子高齢化など構造的な課題の上、超低金利政策が続き、厳しさが増えています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、諏訪地方の全産業と住民の生活に幅広く及び、経済活動が制限されるとともに、「新常态」への変化も起きています。このような環境下で、当金庫は地域企業に対してはビジネスサポート部を中心に、企業に伴走して喫緊の課題に即応するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた企業のためのファンドを立ち上げるなど、中長期的な視野に立った取り組みも進めています。また、個人のお客さまに対しては、しんきんライフプランセンターを拠点に、個人の生活状況に応じたきめ細かなご提案をしています。

令和3年度は、新3ヵ年経営計画「すわしん地域にエール2023」の初年度となります。計画のキーワードを「変革の手を止めない」と定め、ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据えた各種施策をスピーディーに実行して参ります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響は諏訪地方の全産業、住民の生活まで幅広く及んでおります。今こそ信用金庫の出番として、資金需要への積極的な対応に留まらず、一步踏み込んだ本業サポートに最大限の努力をしていく所存です。

当金庫は質の高い金融サービスの提供に加え、ビジネスサポート活動を積極的に行い、地域社会の活性化に貢献して参ります。

今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

直近2事業年度における財産の状況

貸借対照表

単位：百万円

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
(資産の部)		
現金	5,402	4,989
預け金	79,193	94,354
買入金銭債権	636	287
有価証券	161,540	164,687
国債	23,559	23,416
地方債	35,229	29,862
社債	63,537	69,590
株式	3,327	3,773
その他の証券	35,887	38,044
貸出金	170,198	181,466
割引手形	2,055	1,679
手形貸付	13,189	13,263
証書貸付	148,104	159,969
当座貸越	6,850	6,555
その他資産	2,248	2,337
未決済為替貸	44	48
信金中金出資金	1,632	1,632
前払費用	6	7
未収収益	359	316
その他の資産	204	332
有形固定資産	6,016	6,075
建物	2,471	2,655
土地	3,046	3,088
リース資産	52	24
建設仮勘定	151	32
その他の有形固定資産	293	273
無形固定資産	76	56
ソフトウェア	53	36
リース資産	8	4
その他の無形固定資産	14	14
債務保証見返	153	109
貸倒引当金	△2,274	△2,544
(うち個別貸倒引当金)	(△1,644)	(△1,511)
資産の部合計	423,191	451,820

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
(負債の部)		
預金積金	380,730	407,243
当座預金	3,943	5,304
普通預金	162,001	187,737
貯蓄預金	2,340	2,459
通知預金	1,050	1,442
定期預金	194,822	194,454
定期積金	14,462	13,786
その他の預金	2,109	2,057
その他負債	888	806
未決済為替借	52	67
未払費用	280	150
給付補填備金	15	20
未払法人税等	129	157
前受収益	106	114
払戻未済金	0	0
職員預り金	181	200
リース債務	41	8
資産除去債務	32	32
その他の負債	48	54
賞与引当金	117	119
退職給付引当金	175	54
役員退職慰労引当金	101	121
睡眠預金払戻損失引当金	5	3
偶発損失引当金	78	79
繰延税金負債	813	1,269
債務保証	153	109
負債の部合計	383,063	409,808
(純資産の部)		
出資金	874	877
普通出資金	874	877
利益剰余金	36,144	36,771
利益準備金	898	898
その他利益剰余金	35,246	35,872
特別積立金	34,500	35,100
当期未処分剰余金	746	772
処分未済持分	△0	—
会員勘定合計	37,019	37,649
その他有価証券評価差額金	3,108	4,362
評価・換算差額等合計	3,108	4,362
純資産の部合計	40,127	42,011
負債及び純資産の部合計	423,191	451,820

損益計算書

単位：千円

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
経常収益	5,836,411	5,432,003
資金運用収益	4,630,120	4,384,092
貸出金利息	2,413,670	2,389,123
預け金利息	154,242	126,599
有価証券利息配当金	2,018,198	1,825,364
その他の受入利息	44,008	43,005
役務取引等収益	367,030	380,160
受入為替手数料	187,969	181,878
その他の役務収益	179,060	198,281
その他業務収益	788,014	194,093
国債等債券売却益	715,927	168,479
国債等債券償還益	581	441
その他の業務収益	71,506	25,173
その他経常収益	51,246	473,657
償却債権取立益	53	530
株式等売却益	43,101	472,601
その他の経常収益	8,090	524
経常費用	4,928,777	4,416,299
資金調達費用	104,723	77,287
預金利息	95,080	67,538
給付補填備金繰入額	8,718	8,790
その他の支払利息	924	959
役務取引等費用	422,078	412,277
支払為替手数料	53,000	49,367
その他の役務費用	369,078	362,910
その他業務費用	62,218	11,906
国債等債券売却損	37,462	10,668
国債等債券償還損	23,767	-
その他の業務費用	988	1,238
経費	3,537,747	3,376,269
人件費	2,038,981	1,942,920
物件費	1,374,707	1,275,132
税金	124,058	158,216
その他経常費用	802,008	538,558
貸倒引当金繰入額	446,319	407,794
株式等売却損	283,351	105,815
その他の経常費用	72,337	24,947
経常利益	907,633	1,015,703

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
特別損失	3,743	270
固定資産処分損	3,743	270
税引前当期純利益	903,890	1,015,432
法人税、住民税及び事業税	281,443	310,414
法人税等調整額	7,712	60,911
法人税等合計	289,156	371,326
当期純利益	614,734	644,106
繰越金(当期首残高)	131,394	128,653
当期末処分剰余金	746,128	772,759

剰余金処分計算書

単位：千円

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
当期末処分剰余金	746,128	772,759
合計	746,128	772,759
剰余金処分額	617,475	617,524
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年2%)17,475	(年2%)17,524
特別積立金	600,000	600,000
繰越金(当期末残高)	128,653	155,235

会計監査人による監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性の確認

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月26日

諏訪信用金庫 理事長 今井 誠

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）により評価しております。
 - 子会社株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法により評価しております。
 - その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	2年～60年
- 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準及び算定方法
 - 貸倒引当金は、貸出金等の貸倒損失等に備えて、当金庫の「自己査定基準書」及び「償却及び引当に関する基準書」に則り計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。また、破綻懸念先償権及び貸出条件緩和償権等を有する債務者のうちで与信額が一定額以上の大口債務者については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法により計上しております。

すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店並びに融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る自己都合要支給額に平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金支給予定月額に年金現価率を乗じた額をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度における必要額を計上しております。
 - 総合設立型厚生年金基金

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(ア) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円

(イ) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月31日現在）
0.2750%

(ウ) 補足説明

上記(ア)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金50百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(イ)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

(エ) 連合設立型確定給付企業年金基金

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しており、当該年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております。）

なお、当該年金制度の第1給付部分の直近の積立状況及び第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(ア) 第1給付部分の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	65百万円
年金財政計算上の数理債務の額	65百万円
差引額	0百万円

(イ) 第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月31日現在）
4.3311%

(ウ) 補足説明

上記(ア)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金0百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記(イ)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	2,540百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。なお、当事業年度において新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は今後一定期間続くものと想定し、当該影響の大きい業種の未保全額が一定額以上の債務者については入手可能な情報に基づき貸倒引当金を積み増し計上しております。また、個別貸出先の業績変化等や新型コロナウイルス感染症拡大を含む経済環境の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 7百万円
12. 子会社等の株式又は出資金の総額 20百万円
13. 子会社等に対する金銭債務総額 367百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 8,575百万円
15. リスク管理債権については、開示計数の透明性をより高めるため、開示基準に基づき以下のとおり開示しております。なお、債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和3年3月
破綻先債権額(注1)	0
延滞債権額(注2)	3,681
3か月以上延滞債権額(注3)	-
貸出条件緩和債権額(注4)	872
合 計	4,554
貸出金残高比率	2.51%

(注1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

(注2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(注3) 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金であります。

(注4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金であります。

16. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,679百万円であります。
17. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

担保に供している資産		担保資産に対応する債務	
種 類	期末残高	種 類	期末残高
有価証券	165	預 金	151
預 け 金	1	預 金	3

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金13,000百万円、当座貸越契約の担保として有価証券1,188百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金7百万円が含まれております。

18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は366百万円であります。
19. 出資1口当たりの純資産額 2,393円32銭

20. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク・金利の変動リスクに晒されております。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(ア)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(イ)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(ウ)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において上方パラレルシフトが生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、14,167百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、当金庫では、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,158百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	94,354	94,950	595
(2) 有価証券	164,567	164,626	59
満期保有目的の債券	4,530	4,589	59
その他有価証券	160,037	160,037	-
(3) 貸出金(※1)	181,466		
貸倒引当金(※2)	△2,540		
	178,926	180,414	1,488
金融資産計	437,848	439,991	2,142
(1) 預金積金	407,243	407,249	5
金融負債計	407,243	407,249	5

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

3) 貸出金

貸出金は以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	15
関連法人等株式(※1)	5
非上場株式(※1)(※2)	98
合 計	119

(※1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は下表のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	57,854	27,000	-	9,500
有価証券	15,283	42,366	43,894	41,646
満期保有目的の債券	-	884	300	3,430
その他有価証券のうち満期があるもの	15,283	41,481	43,594	38,216
貸出金(※2)	34,614	55,388	44,159	40,562
合 計	107,751	124,755	88,054	91,709

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額は下表のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	332,830	72,899	10	1,501
合 計	332,830	72,899	10	1,501

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	30	30	0
	その他	2,899	2,992	92
	小計	2,930	3,023	92
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	-	-	-
	その他	1,600	1,566	△33
	小計	1,600	1,566	△33
合 計		4,530	4,589	59

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,146	1,650	1,496
	債券	93,801	90,872	2,929
	国債	23,120	21,367	1,752
	地方債	23,611	23,265	346
	社債	47,069	46,238	830
	その他	22,594	20,437	2,157
小計	119,543	112,959	6,583	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	506	594	△88
	債券	29,037	29,240	△202
	国債	296	298	△2
	地方債	6,250	6,290	△40
	社債	22,490	22,650	△160
	その他	10,950	11,337	△387
小計	40,493	41,172	△678	
合 計		160,037	154,132	5,904

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券は下表のとおりであります。
(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	670	380	69
債 券	289	—	10
その他	5,105	449	77
合 計	6,065	830	157

24. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度に、減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の場合、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められるその他の有価証券の場合、発行主体における直近の持分純資産額が帳簿価額に対して30%以上下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,653百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,406百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
(単位：百万円)

区 分	令和3年3月31日現在	
繰延税金資産		
貸倒引当金	411	
減価償却費	60	
株式償却	103	
投資信託償却	4	
土地減損損失	187	
退職給付引当金	14	
その他	319	
繰延税金資産小計	1,102	
評価性引当額	△829	
繰延税金資産合計		272
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,541	
繰延税金負債合計		1,541
繰延税金負債の純額		1,269

27. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類等から適用し、計算書類等に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

■ 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 1,838千円
子会社等との取引による費用総額 130,500千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 36円74銭

直近5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

■ 最近5年間の主要な経営指標の推移

	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	5,788,694千円	5,586,850千円	5,306,412千円	5,836,411千円	5,432,003千円
経常利益	1,356,303千円	1,275,282千円	1,060,473千円	907,633千円	1,015,703千円
当期純利益	968,571千円	937,476千円	807,998千円	614,734千円	644,106千円
預金積金残高	361,251百万円	368,860百万円	374,355百万円	380,730百万円	407,243百万円
貸出金残高	161,361百万円	165,488百万円	166,274百万円	170,198百万円	181,466百万円
有価証券残高	161,512百万円	164,326百万円	166,614百万円	161,540百万円	164,687百万円
総資産額	405,067百万円	412,807百万円	419,392百万円	423,191百万円	451,820百万円
純資産額	40,716百万円	40,965百万円	41,849百万円	40,127百万円	42,011百万円
単体自己資本比率	22.15%	22.08%	22.02%	22.21%	22.65%
出資総額	869百万円	871百万円	873百万円	874百万円	877百万円
出資総口数	17,392千口	17,439千口	17,461千口	17,498千口	17,553千口
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	34,716,530円 (1.99円)	17,406,272円 (0.99円)	17,438,961円 (0.99円)	17,475,340円 (0.99円)	17,524,190円 (0.99円)
役員数 (うち常勤役員数)	11人 (7人)	12人 (7人)	12人 (7人)	13人 (8人)	13人 (8人)
職員数	253人	250人	255人	259人	261人
会員数	21,798人	21,810人	21,815人	21,832人	21,864人

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

単位：千円・%

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	4,525,396	4,306,804
資金運用収益	4,630,120	4,384,092
資金調達費用	104,723	77,287
役員取引等収支	△55,048	△32,117
役員取引等収益	367,030	380,160
役員取引等費用	422,078	412,277
その他の業務収支	725,796	182,186
その他業務収益	788,014	194,093
その他業務費用	62,218	11,906
業務粗利益	5,196,144	4,456,874
業務粗利益率	1.29	1.05

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	400,704	423,401	4,630,120	4,384,092	1.15	1.03
うち貸出金	162,792	172,804	2,413,670	2,389,123	1.48	1.38
うち有価証券	159,595	158,415	2,018,198	1,825,364	1.26	1.15
うち預け金	76,001	89,885	154,242	126,599	0.20	0.14
資金調達勘定	373,496	395,103	104,723	77,287	0.02	0.01
うち預金積金	373,311	394,911	103,798	76,328	0.02	0.01

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和元年度294百万円、令和2年度307百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利 鞘

単位：%

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.15	1.03
資金調達原価率	0.96	0.86
総資金利鞘	0.19	0.17

業務純益

単位：千円

	令和元年度	令和2年度
業務純益	1,380,647	712,778
実質業務純益	1,699,975	1,115,895
コア業務純益	1,044,696	957,643
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	970,978	809,941

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産利益率

単位：%

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.22	0.23
総資産当期純利益率	0.14	0.14

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

単位：千円

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	34,119	△4,404	29,715	276,313	△522,341	△246,027
うち貸出金	6,606	△99,523	△92,916	248,673	△273,220	△24,547
うち有価証券	15,832	127,748	143,580	△15,062	△177,771	△192,834
うち預け金	3,454	△24,206	△20,751	43,044	△70,687	△27,643
支払利息	782	△30,605	△29,823	3,663	△31,099	△27,435
うち預金積金	752	△30,619	△29,867	3,594	△31,065	△27,470

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
流動性預金	161,171	185,881
うち有利息預金	148,435	168,733
定期性預金	211,228	208,087
うち固定金利定期預金	195,983	193,921
うち変動金利定期預金	36	34
その他の預金	912	942
計	373,311	394,911
譲渡性預金	—	—
合計	373,311	394,911

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	194,787	194,423
変動金利定期預金	34	31
計	194,822	194,454

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
割引手形	1,953	1,671
手形貸付	11,720	11,703
証書貸付	144,578	154,766
当座貸越	4,540	4,663
計	162,792	172,804

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金残高

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
固定金利	119,776	133,139
変動金利	50,422	48,327
計	170,198	181,466

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳

単位：百万円

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	1,852	79	1,737	48
有価証券	98	13	98	8
動産	71	—	138	—
不動産	25,013	23	25,083	12
その他	4	—	3	4
信用保証協会・信用保険	41,407	—	56,190	—
保証	28,055	1	25,764	1
信用	73,695	35	72,449	36
計	170,198	153	181,466	109

貸出金用途別残高

単位：百万円・%

		令和元年度		令和2年度	
		貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
事業者	運転資金	67,978	39.94	80,839	44.55
	設備資金	47,955	28.18	46,303	25.52
個人	住宅ローン	45,926	26.98	46,740	25.76
	消費者ローン	8,337	4.90	7,582	4.18
計		170,198	100.00	181,466	100.00

■ 貸出金業種別内訳

単位：先・百万円・%

業種区分	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	720	31,586	18.55	719	35,238	19.41
農業、林業	43	415	0.24	34	446	0.24
漁業	1	12	0.00	1	12	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1	3	0.00	2	11	0.00
建設業	635	8,195	4.81	676	9,760	5.37
電気・ガス・熱供給・水道業	67	1,818	1.06	67	1,977	1.08
情報通信業	15	274	0.16	16	338	0.18
運輸業、郵便業	37	2,276	1.33	40	2,785	1.53
卸売業、小売業	521	9,483	5.57	551	11,096	6.11
金融業、保険業	24	8,085	4.75	31	7,104	3.91
不動産業	337	14,723	8.65	328	14,829	8.17
物品賃貸業	12	197	0.11	11	192	0.10
学術研究、専門・技術サービス業	62	389	0.22	59	492	0.27
宿泊業	65	4,911	2.88	79	5,848	3.22
飲食業	336	2,932	1.72	372	4,301	2.37
生活関連サービス業、娯楽業	260	4,306	2.52	281	4,700	2.59
教育、学習支援業	24	486	0.28	28	665	0.36
医療、福祉	105	6,310	3.70	119	6,314	3.47
その他のサービス	272	3,773	2.21	310	4,352	2.39
小計	3,537	100,184	58.86	3,724	110,469	60.87
国・地方公共団体等	10	14,417	8.47	10	15,714	8.65
個人	9,666	55,596	32.66	8,855	55,283	30.46
合計	13,213	170,198	100.00	12,589	181,466	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 貸倒引当金内訳

単位：百万円

	令和元年度			令和2年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	310	1,621	1,932	630	1,644	2,274
当期増加額	630	1,640	2,270	1,033	1,507	2,540
当期減少額	目的使用	—	103	—	137	137
	その他	310	1,513	630	1,502	2,132
期末残高	630	1,644	2,274	1,033	1,511	2,544

■ 預貸率(貸出金の預金に対する比率)

単位：%

	令和元年度	令和2年度
期末預貸率	44.70	44.55
期中平均預貸率	43.60	43.75

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 貸出金償却

単位：千円

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却	—	—

有価証券等に関する指標

商品有価証券の種類別平均残高

当金庫では商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の残存期間別残高

単位：百万円

		残 存 期 間							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めないもの	
国債	令和元年度	1,520	4,092	1,065	1,715	2,938	12,227	—	23,559
	令和2年度	3,030	1,526	1,089	1,699	5,258	10,812	—	23,416
地方債	令和元年度	7,378	9,984	8,127	1,405	7,134	1,198	—	35,229
	令和2年度	4,988	8,641	5,553	1,462	8,823	392	—	29,862
社債	令和元年度	4,378	12,586	11,405	11,076	17,918	6,170	—	63,537
	令和2年度	7,180	10,375	11,048	10,996	24,502	5,486	—	69,590
株式	令和元年度	—	—	—	—	—	—	3,327	3,327
	令和2年度	—	—	—	—	—	—	3,773	3,773
外国証券	令和元年度	199	300	786	598	699	3,999	4,575	11,160
	令和2年度	—	1,201	903	299	500	3,399	6,965	13,270
その他の証券	令和元年度	—	1,420	2,059	7,037	8,148	—	6,060	24,726
	令和2年度	60	1,679	1,436	8,546	5,071	—	7,978	24,774
合計	令和元年度	13,478	28,384	23,444	21,834	36,838	23,596	13,963	161,540
	令和2年度	15,260	23,424	20,032	23,003	44,157	20,090	18,717	164,687

有価証券平均残高

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
国債	22,630	21,606
地方債	38,107	32,551
社債	60,965	65,951
株式	3,145	2,503
外国証券	10,621	12,107
その他の証券	24,125	23,695
計	159,595	158,415

預証率(有価証券の預金に対する比率)

単位：%

	令和元年度	令和2年度
期末預証率	42.42	40.43
期中平均預証率	42.75	40.11

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

売買目的有価証券

当金庫では売買目的有価証券を保有しておりません。

満期保有目的の債券

単位：百万円

種類	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	534	537	2	30	30	0
	その他	1,599	1,631	31	2,899	2,992	92
	小計	2,134	2,168	34	2,930	3,023	92
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,599	3,397	△202	1,600	1,566	△33
	小計	3,599	3,397	△202	1,600	1,566	△33
合計	5,734	5,566	△168	4,530	4,589	59	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ その他有価証券

単位：百万円

種類	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
株式	2,175	1,297	877	3,146	1,650	1,496	
債券	102,131	98,501	3,630	93,801	90,872	2,929	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	国債	23,359	21,283	2,076	23,120	21,367	1,752
	地方債	33,033	32,457	575	23,611	23,265	346
	社債	45,738	44,760	977	47,069	46,238	830
	その他	22,647	21,417	1,230	22,594	20,437	2,157
小計	126,954	121,215	5,738	119,543	112,959	6,583	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	1,031	1,308	△276	506	594	△88
	債券	19,660	19,844	△184	29,037	29,240	△202
	国債	199	199	0	296	298	△2
	地方債	2,196	2,202	△5	6,250	6,290	△40
	社債	17,263	17,442	△178	22,490	22,650	△160
	その他	8,039	9,060	△1,021	10,950	11,337	△387
小計	28,731	30,214	△1,482	40,493	41,172	△678	
合計	155,685	151,430	4,255	160,037	154,132	5,904	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	15	15
関連法人等株式	5	5
非上場株式	98	98
合計	119	119

■ 金銭の信託

当金庫では金銭の信託を保有しておりません。

■ 第102条第1項第5号に掲げる取引

当金庫では金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引はいずれも行っておりません。

不良債権の状況

1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

区分	令和元年度	令和2年度
破綻先債権	0	0
延滞債権	3,617	3,681
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	710	872
合計	4,328	4,554
貸出金に占める割合	2.54	2.51

(注) 部分直接償却は実施していません。

リスク管理債権の引当・保全状況 単位：百万円・%

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B)+(C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	0	0	0	100.00
	令和2年度	0	0	0	100.00
延滞債権	令和元年度	3,617	2,564	854	94.50
	令和2年度	3,681	2,765	722	94.73
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	710	177	493	94.37
	令和2年度	872	181	483	76.15
合計	令和元年度	4,328	2,742	1,347	94.48
	令和2年度	4,554	2,946	1,205	91.15

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（未取利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ① 更生手続開始の申立てがあった債務者 ② 再生手続開始の申立てがあった債務者 ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。また、連結リスク管理債権は単体と同数値となっております。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

2. 金融再生法に基づく資産査定状況

区分	令和元年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,307	1,148
危険債権	2,311	2,533
要管理債権	710	872
正常債権	166,108	177,099
合計	170,438	181,654
総与信に占める割合	2.54	2.51

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

区分	令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権 (A)	4,330	4,554
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,307	1,148
危険債権	2,311	2,533
要管理債権	710	872
保全額 (B)	4,091	4,152
貸倒引当金 (C)	1,348	1,205
担保・保証等 (D)	2,743	2,946
保全率 (B)/(A)	94.49	91.15
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D))	84.97	74.95

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

報酬体系について

対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その決定方法を規程で定めております。

対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	158百万円

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」117百万円、「賞与」20百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

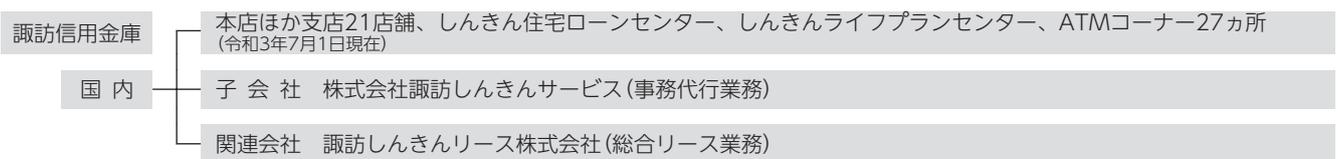
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては該当する会社等はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

金庫及びその子会社等の概況

事業の内容

当諏訪信用金庫グループは、当金庫、子会社1社、関連会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。

組織の構成



子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
株式会社諏訪しんきんサービス	岡谷市郷田2-1-8	事務代行業務	平成2年3月1日	1,500万円	100%	0%
諏訪しんきんリース株式会社	岡谷市郷田2-1-6	総合リース業務	平成3年2月21日	2,000万円	29.5%	0%

重要性の原則の適用について

当金庫では、子会社等は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していませんが、連結自己資本比率についてはその内容を開示しております。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は以下のとおりであります。

以下の計算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去してありません。

①資産基準

$$\frac{\text{子会社の総資産額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{124\text{百万円}}{451,820\text{百万円}} \times 100 = 0.02\%$$

②経常収益基準

$$\frac{\text{子会社の経常収益額}}{\text{当金庫の経常収益額}} = \frac{73\text{百万円}}{5,432\text{百万円}} \times 100 = 1.36\%$$

③利益基準

$$\frac{\text{子会社の当期純利益額}}{\text{当金庫の当期純利益額}} = \frac{1\text{百万円}}{644\text{百万円}} \times 100 = 0.25\%$$

④利益剰余金基準

$$\frac{\text{子会社の利益剰余金額}}{\text{当金庫の利益剰余金額}} = \frac{104\text{百万円}}{36,771\text{百万円}} \times 100 = 0.28\%$$

自己資本の充実等に関する定性的な開示項目（単体・連結）

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金のほか、毎期の剰余金の一部を積み立てた特別積立金等からなっております。詳しくは本誌17～18ページをご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和3年3月末現在の単体自己資本比率は22.65%、連結自己資本比率は22.73%と、金融庁告示で定められている国内基準4%を大幅に上回る十分な水準を確保しており、信用リスク・アセット及びオペレーショナル・リスク・アセットに対する所要自己資本として十分な水準となっております。今後も、無理な出資金の増強を行うことなく、適切な利益計上を通じて自己資本の充実を図っていきたくと考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や手続等を明示した「信用リスク管理要領」等を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。また、貸出金に対する審査について、審査部門は営業推進部門から分離・独立した厳正な審査体制を整備しており、大口のお取引先等の案件については、常勤役員と各部長をメンバーとする融資審査委員会において、さらに十分な議論を行う中で案件の可否を判断しております。このような信用リスク管理の状況は、常勤役員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告を行う態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却・引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとに債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出する方法と、担保・キャッシュ・フロー等を除いた未保全額の全額を計上する方法を用いており、実質破綻先及び破綻先は、未保全額の全額を引当金として計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類ごとの掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。さらに、標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用することとなります。当金庫は標準的手法を採用しており、以下の4機関の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

株式会社格付投資情報センター (R&I)

株式会社日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。当金庫では、担保又は保証に過度に依存しないような融資に取り組んでおり、担保、保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の定期預金及び定期積金を担保としている貸出金につい

て、担保額を信用リスク削減額としております。担保額については、貸出残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

(2) 貸出金と自金庫預金との相殺

ご融資先ごとに、貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しております。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクが内包されており、当金庫では、投資信託への運用資産の一部に当該リスクが該当しております。なお、投資信託等有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しており、適切なリスク管理に努めております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関等（オリジネーター）が保有するローン債権等の特定の資産を裏付けにして社債等の有価証券に組み替え、第三者（投資家）に売却して流動化する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。当金庫の証券化取引における投資家としてのリスク管理は、当該証券の市場動向や時価評価、及び適格格付機関の格付情報等により内包されるリスクを把握し、ALM委員会及び必要に応じて代表理事に諮り、適切なリスク管理を行っております。

また、オリジネーターにあたるものとして日本政策金融公庫CLOが該当しますが、地元中小企業者の資金調達多様化に応じるための手段として取り上げているもので、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質が異なるものです。したがって、取り上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理に努めております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関する投資適格性の調査やモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経た上で、「資金運用規定」に定める決裁権限規定により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を当該証券化エクスポージャーを購入した信託銀行、証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「諏訪信

用金庫決算経理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。なお、証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用し、貸出日と同日に売却を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

前掲「3. 信用リスクに関する事項(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」の4機関を採用しております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的な事象により損失を被るリスクのことで、リスク要因は広範に及んでいます。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理方針を踏まえ、組織体制・管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理要領」に基づき、本部、営業店が一体となって、厳正な事務取扱規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日ごろの事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」（1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%）を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスク管理と同様、株式、投資信託等への投資につきまして、経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行いながら、適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式、投資信託等については、株式市場の動向や時価評価、適格格付機関等の各種情報及び投資信託の運用状況報告書等により内包されるリスクを把握し、ALM委員会及び必要に応じて代表理事に諮り、投資の継続についての協議をするなど、適切なリスク管理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(ΔEVEによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化)の計測を四半期ごとに行い、ALM委員会及び代表理事へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

(2) 金利リスク算定手法の概要

イ. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年
- 2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年
- 3) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 5) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合計し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- 6) スプレッドに関する前提
割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
- 7) 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEについては、貸出金残高等の増加による運用側のリスク量増加が主な要因となり、対前年度末比125百万円増加しております。
ΔNIIについては、預け金残高並びに要求払預金残高の増加が主な要因となり、対前年度末比145百万円増加しております。
- 9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
十分な自己資本を確保しており、特段問題ないものと判断しております。

ロ. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 1) 金利ショックに関する説明
ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や景気シナリオに基づいた金利変動としております。
- 2) 金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫では、統合的リスク管理態勢のもと、金利リスクをVaRにより計測しており、リスク量に対しリスクリミットを設定することで、リスクテイクをコントロールしております。また、過去の事例や景気シナリオに基づいた金利変動等を想定したストレステストを定期的に行い、自己資本の充実度評価や収益管理に活用しております。

10. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
該当ありません。
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
本誌14ページに記載しております。
- (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
該当ありません。

自己資本の充実等に関する定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項

◆ 単体

単位：百万円

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,002	37,631
うち、出資金及び資本剰余金の額	874	877
うち、利益剰余金の額	36,144	36,771
うち、外部流出予定額(△)	17	17
うち、上記以外に該当するものの額	△0	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	630	1,033
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	630	1,033
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,632	38,664
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76	56
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76	56
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	76	56
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ))(ハ)	37,555	38,608
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	160,546	162,057
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,175	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,175	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,528	8,331
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	169,074	170,388
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	22.21%	22.65%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆ 連結

単位：百万円

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,155	37,787
うち、出資金及び資本剰余金の額	874	877
うち、利益剰余金の額	36,297	36,927
うち、外部流出予定額(△)	17	17
うち、上記以外に該当するものの額	△0	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	630	1,033
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	630	1,033
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,785	38,820
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76	56
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76	56
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	76	56
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ))(ハ)	37,708	38,764
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	160,659	162,172
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,175	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,175	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,527	8,329
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	169,186	170,502
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	22.28%	22.73%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 2. その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（連結）

当金庫グループは該当ありません。

■ 3. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	単 体				連 結			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	160,546	6,421	162,057	6,482	160,659	6,426	162,172	6,486
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	154,987	6,199	157,275	6,291	155,100	6,204	157,390	6,295
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	290	11	290	11	290	11	290	11
我が国の政府関係機関向け	1,478	59	1,651	66	1,478	59	1,651	66
地方三公社向け	243	9	242	9	243	9	242	9
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,949	757	21,533	861	18,949	757	21,533	861
法人等向け	61,759	2,470	64,635	2,585	61,759	2,470	64,635	2,585
中小企業等向け及び個人向け	33,209	1,328	32,217	1,288	33,209	1,328	32,217	1,288
抵当権付住宅ローン	4,519	180	4,294	171	4,519	180	4,294	171
不動産取得等事業向け	7,927	317	7,190	287	7,927	317	7,190	287
3ヵ月以上延滞等	29	1	11	0	29	1	11	0
取立未済手形	8	0	9	0	8	0	9	0
信用保証協会等による保証付	1,218	48	1,037	41	1,218	48	1,037	41
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	7,519	300	7,690	307	7,504	300	7,675	307
出資等のエクスポージャー	7,519	300	7,690	307	7,504	300	7,675	307
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	17,832	713	16,470	658	17,960	718	16,600	664
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,375	175	3,125	125	4,375	175	3,125	125
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,247	89	2,247	89	2,247	89	2,247	89
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	849	33	697	27	975	39	827	33
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	10,360	414	10,400	416	10,362	414	10,400	416
②証券化エクスポージャー	777	31	350	14	777	31	350	14
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	777	31	350	14	777	31	350	14
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,780	271	5,752	230	6,780	271	5,752	230
ルック・スルー方式	6,780	271	5,752	230	6,780	271	5,752	230
マンドート方式	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式（1.250%）	-	-	-	-	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,175	△87	△1,425	△57	△2,175	△87	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	176	7	104	4	176	7	104	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,528	341	8,331	333	8,527	341	8,329	333
ハ. 総所要自己資本額（イ+ロ）	169,074	6,762	170,388	6,815	169,186	6,767	170,502	6,820

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、

4. 当金庫並びに当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞ $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 総所要自己資本額＝自己資本比率の分母の額×4%

4. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

◆ 単体

単位：百万円

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券等			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	418,138	445,733	196,818	208,307	221,320	237,426	123	38
国外	5,499	5,199	-	-	5,499	5,199	-	-
地域別合計	423,638	450,933	196,818	208,307	226,820	242,626	123	38
製造業	48,908	53,655	35,206	39,764	13,701	13,891	24	2
農業、林業	653	649	653	649	-	-	-	-
漁業	13	12	13	12	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3	12	3	12	-	-	-	-
建設業	11,464	13,626	11,114	12,676	350	950	31	30
電気・ガス・熱供給・水道業	11,257	12,102	2,354	2,501	8,902	9,601	-	-
情報通信業	1,017	1,364	280	357	737	1,007	-	-
運輸業、郵便業	11,641	12,501	2,443	2,963	9,197	9,537	-	-
卸売業、小売業	13,743	15,107	11,074	12,264	2,668	2,842	-	-
金融業、保険業	118,966	132,903	8,429	7,457	110,536	125,445	-	-
不動産業	24,884	26,879	15,617	15,891	9,267	10,988	-	-
物品賃貸業	1,507	3,499	200	192	1,306	3,306	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	634	781	610	781	24	-	-	-
宿泊業	5,076	5,987	5,076	5,987	-	-	-	-
飲食業	3,745	5,153	3,745	5,153	-	-	30	-
生活関連サービス業、娯楽業	5,432	6,182	5,418	5,882	13	299	-	0
教育、学習支援業	594	722	594	722	-	-	-	-
医療、福祉	7,161	7,163	7,161	7,163	-	-	-	-
その他のサービス	4,625	5,128	4,624	5,102	1	25	-	-
国・地方公共団体等	70,567	66,944	14,420	15,717	56,146	51,227	-	-
個人	67,775	67,053	67,775	67,053	-	-	37	5
その他	13,964	13,501	-	-	13,964	13,501	-	-
業種別合計	423,638	450,933	196,818	208,307	226,820	242,626	123	38
1年以下	110,241	97,223	31,329	29,764	78,912	67,459		
1年超 3年以下	45,657	69,094	9,325	11,266	36,332	57,828		
3年超 5年以下	30,892	27,685	9,981	9,418	20,910	18,266		
5年超 7年以下	26,172	25,567	11,737	11,470	14,435	14,096		
7年超 10年以下	52,378	74,967	24,099	36,528	28,279	38,439		
10年超	119,376	116,258	97,188	96,974	22,187	19,284		
期間の定めのないもの	38,919	40,135	13,156	12,885	25,762	27,250		
残存期間別合計	423,638	450,933	196,818	208,307	226,820	242,626		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 連結

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券等			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	418,176	445,770	196,818	208,307	221,357	237,463	123	38
国外	5,499	5,199	-	-	5,499	5,199	-	-
地域別合計	423,675	450,970	196,818	208,307	226,857	242,663	123	38
製造業	48,908	53,655	35,206	39,764	13,701	13,891	24	2
農業、林業	653	649	653	649	-	-	-	-
漁業	13	12	13	12	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3	12	3	12	-	-	-	-
建設業	11,464	13,626	11,114	12,676	350	950	31	30
電気・ガス・熱供給・水道業	11,257	12,102	2,354	2,501	8,902	9,601	-	-
情報通信業	1,017	1,364	280	357	737	1,007	-	-
運輸業、郵便業	11,626	12,486	2,443	2,963	9,182	9,522	-	-
卸売業、小売業	13,743	15,107	11,074	12,264	2,668	2,842	-	-
金融業、保険業	118,966	132,903	8,429	7,457	110,536	125,445	-	-
不動産業	24,884	26,879	15,617	15,891	9,267	10,988	-	-
物品賃貸業	1,557	3,551	200	192	1,357	3,358	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	634	781	610	781	24	-	-	-
宿泊業	5,076	5,987	5,076	5,987	-	-	-	-
飲食業	3,745	5,153	3,745	5,153	-	-	30	-
生活関連サービス業、娯楽業	5,432	6,182	5,418	5,882	13	299	-	0
教育、学習支援業	594	722	594	722	-	-	-	-
医療、福祉	7,161	7,163	7,161	7,163	-	-	-	-
その他のサービス	4,625	5,128	4,624	5,102	1	25	-	-
国・地方公共団体等	70,567	66,944	14,420	15,717	56,146	51,227	-	-
個人	67,775	67,053	67,775	67,053	-	-	37	5
その他	13,966	13,501	-	-	13,966	13,501	-	-
業種別合計	423,675	450,970	196,818	208,307	226,857	242,663	123	38
1年以下	110,241	97,223	31,329	29,764	78,912	67,459		
1年超 3年以下	45,657	69,094	9,325	11,266	36,332	57,828		
3年超 5年以下	30,892	27,685	9,981	9,418	20,910	18,266		
5年超 7年以下	26,172	25,567	11,737	11,470	14,435	14,096		
7年超 10年以下	52,378	74,967	24,099	36,528	28,279	38,439		
10年超	119,376	116,258	97,188	96,974	22,187	19,284		
期間の定めのないもの	38,956	40,172	13,156	12,885	25,800	27,287		
残存期間別合計	423,675	450,970	196,818	208,307	226,857	242,663		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(単体・連結)

本誌10ページに記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等(単体・連結)

単位:百万円

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	76	245	169	2	245	247	-	-
農業、林業	18	17	△1	0	17	17	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	227	38	△188	△1	38	37	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	177	222	45	△1	222	220	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	119	106	△13	△106	106	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	826	838	12	17	838	856	-	-
飲食業	48	42	△5	△15	42	27	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	4	0	△0	4	4	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	48	22	△26	△0	22	21	-	-
その他のサービス	-	29	29	3	29	32	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	74	76	2	△31	76	45	-	-
合計	1,621	1,644	23	△133	1,644	1,511	-	-

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 当金庫並びに当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分を省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額							
	単 体				連 結			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	106,189	-	101,724	-	106,189	-	101,724
10%	-	33,614	-	49,188	-	33,614	-	49,188
20%	17,418	89,000	17,548	102,932	17,418	89,000	17,548	102,932
35%	8,944	4,148	8,627	3,847	8,944	4,148	8,627	3,847
50%	60,099	101	64,822	30	60,099	101	64,822	30
75%	-	23,908	15	22,008	-	23,908	15	22,008
100%	3,000	76,852	2,900	76,954	3,000	76,839	2,900	76,939
150%	-	7	-	2	-	7	-	2
250%	-	300	-	300	-	300	-	300
1,250%	-	46	-	24	-	46	-	24
その他	-	5	-	5	-	56	-	57
合計	89,463	334,175	93,913	357,019	89,463	334,212	93,913	357,056

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項(単体・連結)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,719	1,552	46,799	46,659	—	—

(注)当金庫並びに当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体・連結)

該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項(単体・連結)

イ. オリジネーターの場合

①原資産の合計額等

単位：百万円

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
法人等向けローン債権	—	—	312	100
合計	—	—	312	100

②原資産を構成するエクスポージャーに係る3ヵ月以上延滞エクスポージャーの額等

該当ありません。

③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位：百万円

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	46	—	24	—
法人等向けローン債権	46	—	24	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位：百万円

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
1,250%	46	－	24	－	46	－	24	－
法人等向けローン債権	46	－	24	－	46	－	24	－
合計	46	－	24	－	46	－	24	－

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×8%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
証券化取引に伴い増加した自己資本の額	312	100
法人等向けローン債権	312	100

⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当ありません。

⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用はありません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位：百万円

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	405	－	100	－
(I) 住宅ローン	－	－	－	－
(II) その他	405	－	100	－

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位：百万円

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
50%～100%未満	405	－	100	－	8	－	2	－

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用はありません。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区分	令和元年度				令和2年度			
	貸借対照表計上額		時価		貸借対照表計上額		時価	
	単体	連結	単体	連結	単体	連結	単体	連結
上場株式等	8,947	8,947	8,947	8,947	11,142	11,142	11,142	11,142
非上場株式等	1,761	1,796	1,761	1,796	1,761	1,798	1,761	1,798
合計	10,709	10,744	10,709	10,744	12,904	12,941	12,904	12,941

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額(単体・連結)

単位：百万円

	令和元年度		令和2年度	
	単体	連結	単体	連結
売却益		758		641
売却損		320		105
償却		-		-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
評価損益	936	2,961

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

該当ありません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体・連結)

単位：百万円

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,793	24,292
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

10. 金利リスクに関する事項

◆ 単体

単位：百万円

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	14,167	14,042	998	853
2	下方パラレルシフト	-	-	35	33
3	スティープ化	11,613	11,837		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,167	14,042	998	853
		ホ		ハ	
		令和2年度		令和元年度	
8	自己資本の額	38,608		37,555	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

◆ 連結

単位：百万円

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	14,168	14,042	998	853
2	下方パラレルシフト	-	-	36	33
3	スティープ化	11,613	11,837		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,168	14,042	998	853
		ホ		ハ	
		令和2年度		令和元年度	
8	自己資本の額	38,764		37,708	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

	本編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
イ. 事業の組織	31	-
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	32	-
ハ. 会計監査人の名称	31	-
ニ. 事務所の名称及び所在地	35~37	-
2. 金庫の主要な事業の内容	39	-
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの		
イ. 直近の事業年度における事業の概況	5, 6	1
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	-	7
(1) 経常収益	-	7
(2) 経常利益	-	7
(3) 当期純利益	-	7
(4) 出資総額及び出資総口数	-	7
(5) 純資産額	-	7
(6) 総資産額	-	7
(7) 預金積金残高	-	7
(8) 貸出金残高	-	7
(9) 有価証券残高	-	7
(10) 単体自己資本比率	-	7
(11) 出資に対する配当金	-	7
(12) 職員数	-	7
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況		
(1) 主要な業務の状況を示す指標		
① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	-	8
② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	-	8
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	-	8
④ 受取利息及び支払利息の増減	-	8
⑤ 総資産経常利益率	-	8
⑥ 総資産当期純利益率	-	8
(2) 預金に関する指標		
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	-	9
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	-	9
(3) 貸出金等に関する指標		
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	-	9
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	-	9
③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	-	9
④ 使途別の貸出金残高	-	9
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	-	10
⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値	-	10
(4) 有価証券に関する指標		
① 商品有価証券の種類別の平均残高	-	11
② 有価証券の種類別の残存期間別の残高	-	11
③ 有価証券の種類別の平均残高	-	11
④ 預証率の期末値及び期中平均値	-	11
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項		
イ. リスク管理の体制	29	-
ロ. 法令遵守の体制	25	-
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	13~23	-
ニ. 金融ADR制度への対応	28	-

	本編	資料編
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	-	2~7
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	-	13
(2) 延滞債権に該当する貸出金	-	13
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	-	13
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	-	13
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	-	15~25
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
(1) 有価証券	-	11, 12
(2) 金銭の信託	-	12
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	-	12
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	-	10
ヘ. 貸出金償却の額	-	10
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	-	3
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	-	14

連結（信用金庫法施行規則第133条における規定）

	本編	資料編
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	-	14
ロ. 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項		
(1) 名称	-	14
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	-	14
(3) 資本金又は出資金	-	14
(4) 事業の内容	-	14
(5) 設立年月日	-	14
(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	-	14
(7) 金庫の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	-	14

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

	本編	資料編
1. 金融再生法開示債権及び引当・保全状況の開示	-	13



立石公園から見る諏訪湖

本誌の内容については当金庫ホームページにてご覧いただけます。



ずっと一緒に いつも近くに



〒394-8611
長野県岡谷市郷田二丁目1番8号
TEL 0266-23-4567
<http://www.suwashinkin.co.jp/>
令和3年7月発行
編集 諏訪信用金庫 企画部



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。